

議案第50号

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部改正について

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

上越市長 村山秀幸

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例の一部を改正する条例

(上越市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 上越市国民健康保険税条例(昭和46年上越市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第20項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号イ中「金額。」を「金額」に改める。

(上越市介護保険条例の一部改正)

第2条 上越市介護保険条例(平成12年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「以下」の次に「、附則第17条を除き、」を加える。

附則第17条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号イ中「減少する」を「合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少する」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(介護保険料の減免に関する経過措置)

2 令和2年度分までの保険料に対する減免に係る第2条の規定による改正後の上越市介護保険条例附則第17条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。